



平成 31 年 2 月 19 日
海事局海洋・環境政策課
海事局内航課

海運業界の懸念解消のため、SOx 規制強化に向けた取組状況等について説明します
～全国各地で説明会を開催～

国土交通省では、2020 年から開始される船舶燃料油に係る環境規制（SOx 規制）強化について、燃料油の性状変化に関する留意点や適切な対処法等、海運業界が懸念を解消し円滑に対応していくために必要な最新情報を、全国各地で開催する説明会において提供します。

船舶の燃料油に含まれる硫黄分濃度の上限を現状の 3.5%から 0.5%とする国際的な規制強化が 2020 年 1 月から開始されます。本規制は、硫酸化物（SOx）や粒子状物質（PM）による人の健康や環境への悪影響をより低減していくために、世界一律で実施されるものであり、我が国も環境先進国として、適切に対応していくことが必要です。

国土交通省では、規制強化に向け、関係省庁、関係業界等と連携して各種施策に取り組んでいるところです。規制強化まで 1 年を切る中、本規制に関連する最新情報を提供するための説明会を全国各地で開催します。説明会の概要は下記のとおりです。

記

1. 対象者：主に海運事業者向け（海運事業者以外の方もご参加いただけます。）
2. 日時・場所：別紙参照
3. 所要時間：2 時間程度（質疑応答時間を含む）
4. 主な講演内容：2020 年の SOx 規制強化への円滑な対応に向けた取り組み
（燃料油の性状変化に関する留意点や適切な対処法その他、これまで取り組まれてきた各種調査の結果や今後の予定等、本規制に関連する最新情報）
5. 講師：国土交通省担当官
6. 参加費：無料
7. 取材：説明会は公開で行いますので、傍聴・撮影が可能です。
8. 参加方法：申し込み方法（一般・報道関係者）については、説明会を主催する地方運輸局等（別紙参照）へお問い合わせください。

問い合わせ先：国土交通省海事局

（SOx 規制全般について）

海洋・環境政策課 今井、下窪

代表：03-5253-8111（43-921、43-926）

直通：03-5253-8118、FAX：03-5253-1644

（説明会について）

内航課 塩野、粕谷

代表：03-5253-8111（43-402、43-472）

直通：03-5253-8627、FAX：03-5253-1643

